

令和5年9月20日

保護者のみなさま

松原市教育委員会
松原市立松原第六中学校
校長 平井 義弘

学校における感染症の対応について(お知らせ)

平素より本市及び本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、9月に入り、市内小中学校においては新型コロナウイルス感染症やインフルエンザによる学級閉鎖が複数発生している状況です。感染症に罹患した際の対応につきましては、改めて下記のとおりお知らせいたしますが、ご家庭におきましても手洗い、うがい等の予防についてお願いいたします。

記

【学校への連絡等について】

- 発熱や咽頭痛、咳などの普段と異なる症状がある場合には、無理をせず休養していただくとともに、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の感染症に罹患した場合は学校へご連絡をいただきますようお願いいたします。
- 罹患後に学校へ登校する際、医療機関からの「登校許可書」は不要です。保護者の方には、学校からお渡す「経過報告書」の記入・提出をお願いいたします。
- ご家族に発熱等の体調不良がある場合、お子様の健康観察をお願いします。登校を控える場合は出席停止扱いとなります。

【出席停止期間について】

- 陽性となった児童生徒の出席停止期間については、発症した日を0日目として5日間となります。
- 新型コロナウイルスの場合は、5日間が経過していても、症状が軽快した後、1日を経過していない場合は登校することができません。
- インフルエンザの場合は、5日間が経過していても、症状が軽快した後、2日を経過していない場合は登校することができません。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
出席停止期間							
発症	新型コロナウイルス: 症状軽快後1日を経過するまでが出席停止期間					登校可能	
	インフルエンザ: 症状軽快後2日を経過するまでが出席停止期間						

【その他】

- 濃厚接触者の特定等は今後も行われません。
- 学校における日常の対策は、適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導とし、毎日の体温チェック等の提出は不要です。
- 感染流行時にはマスクの着用の推奨(個人の判断) や、一時的に学習活動時の対策を行うことがあります。その際は、改めてお知らせいたします。